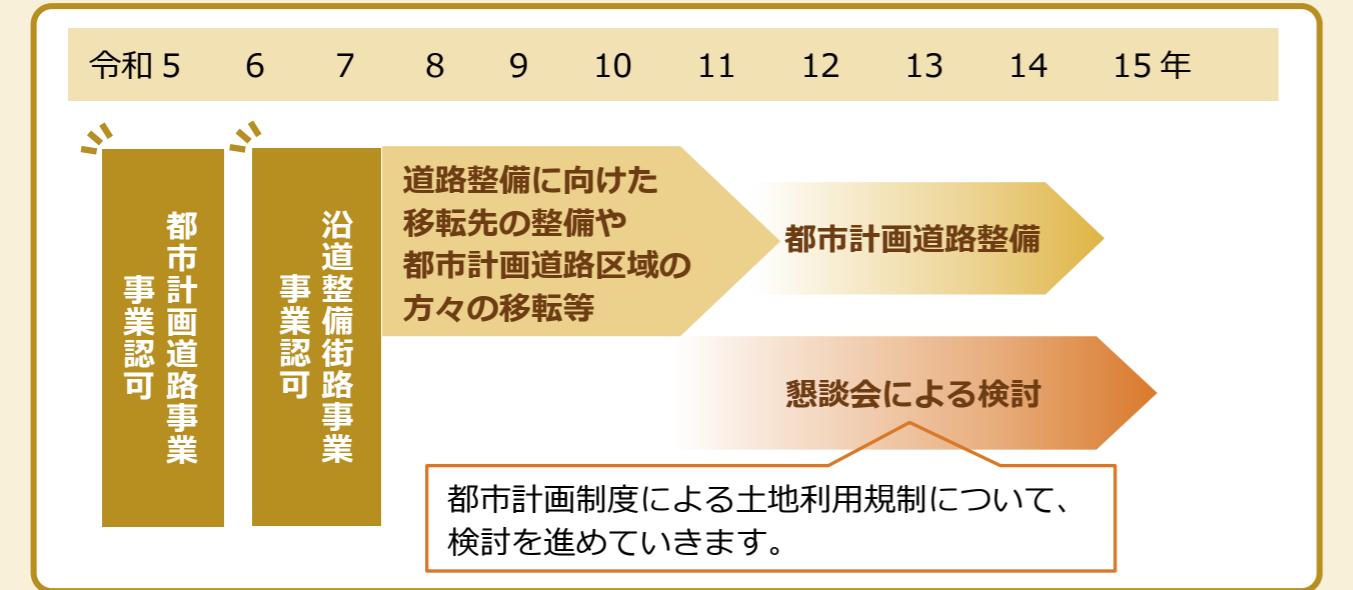
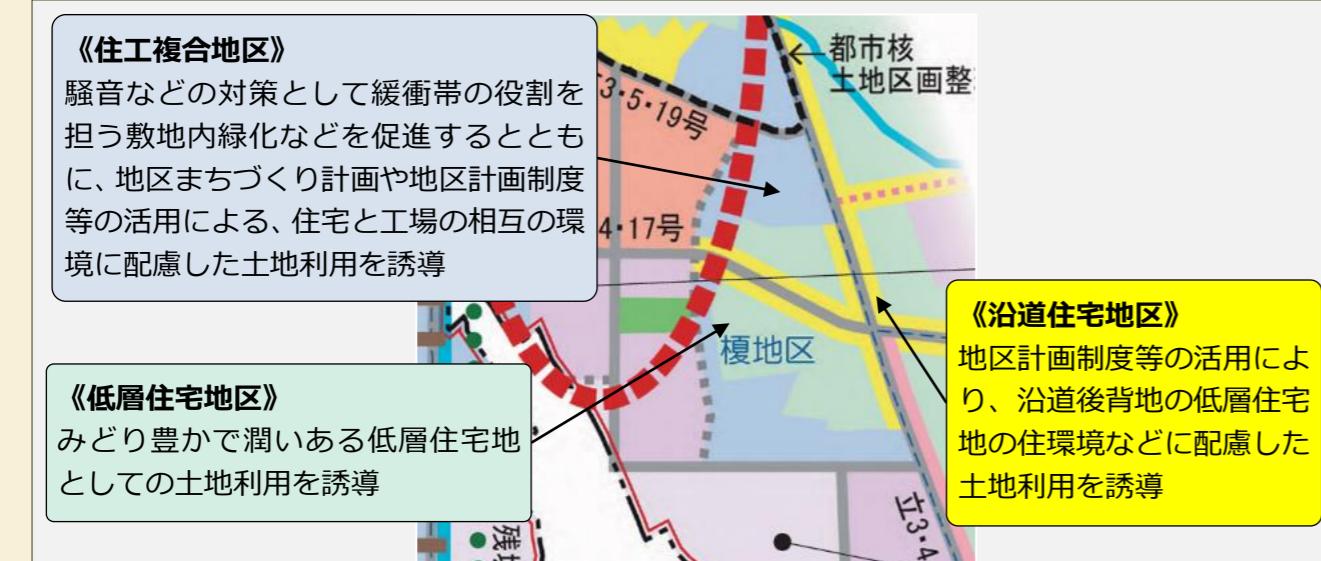


## ■今後の榎地区のまちづくりについて

榎地区では、都市計画道路の整備に伴う環境の変化を見据えて、将来の沿道土地利用などを考えながら、榎地区全体の土地利用誘導等のまちづくりのあり方を検討していきます。



【参考】令和5年3月に策定した武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスター プラン）では、以下のとおり方針を検討しています。



武蔵村山市第二次まちづくり基本方針 まちづくりの方針図

都市計画道路の早期供用開始を目指し事業を進めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

「榎地区まちづくりニュース」は、榎地区の土地所有者及び世帯主の方、また学園と大南の事業区域内の方にお送りさせていただいております。

## 立川都市計画道路3・4・17号桜街道線に 関わる工事が始まりました！

日頃より市政運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年に立川都市計画道路3・4・17号桜街道線における街路事業の事業認可を取得しました。その後、事業区域内の権利者の皆様から御協力をいただき、令和7年3月に沿道整備街路事業※の事業認可も取得したことで、道路計画予定地や周辺を含む用地買収による移転や代替地となる工事が始まりました。

今回の榎地区まちづくりニュース（第9号）では、都市計画道路の整備イメージや今後のまちづくりスケジュール等についてお伝えいたします。

### 都市計画道路周辺の整備範囲イメージ



これまでの経緯や工事の進捗状況などは、市のホームページにも掲載しております。  
ぜひご覧ください。 ホームページのサイト内検索番号：1013599

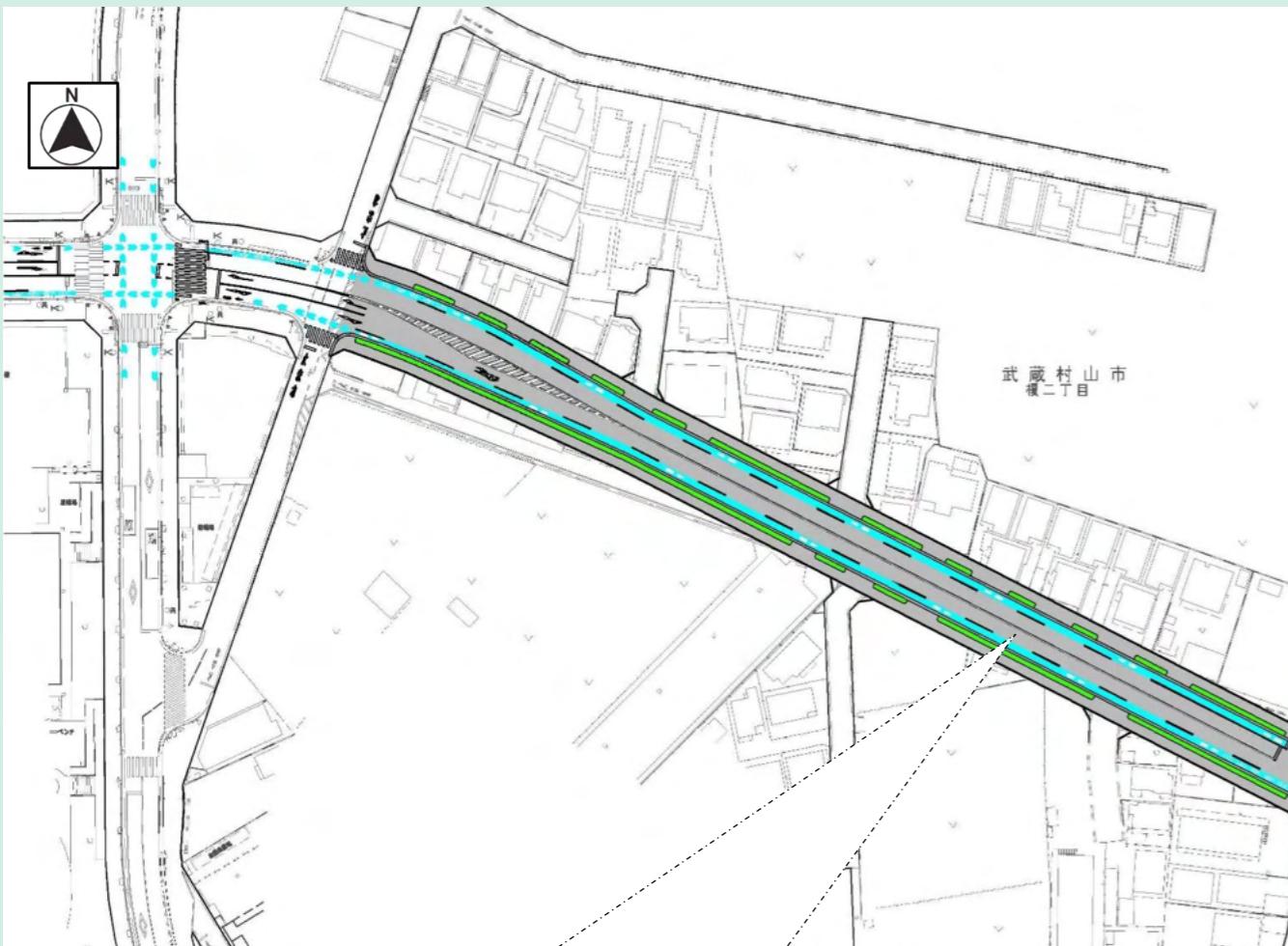
### ※沿道整備街路事業とは？

新たな道路を整備する場合、一般的には道路用地のみ買収となるため、残った土地が土地利用し難い形状や大きさになってしまうことがあります。沿道整備街路事業は、これに対処するため、土地の移動や入替えにより整形化を図るほか、道路用地以外の土地も含め事業用地として整備し、移転先とすることで、土地利用し難い土地を極力生み出さない事業手法です。

## ■立川都市計画道路3・4・17号桜街道線沿道の整備内容について

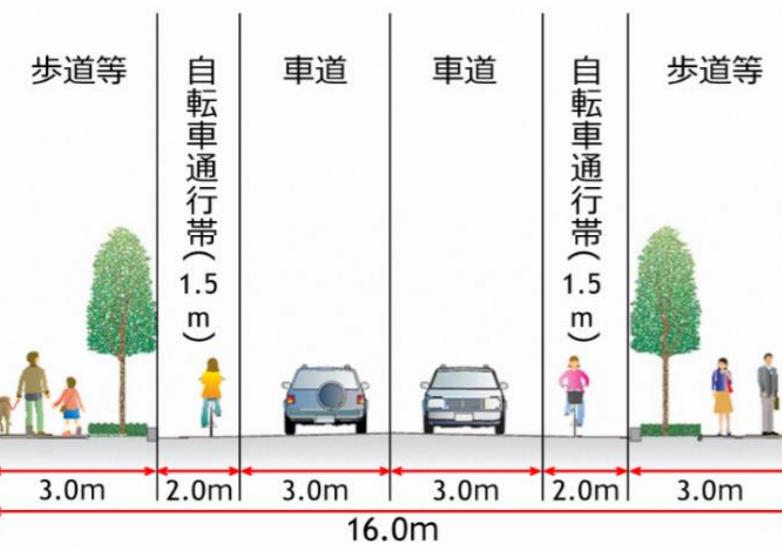
現道は道路幅が狭く、歩行者、自転車、車両が多く行きかう道路です。周辺住民の生活道路としての利用だけではなく、大型商業施設（イオン）や武蔵村山病院等への抜け道として通過する車両も多く交通事故も発生している状況です。立川都市計画道路3・4・17号桜街道線は、それらの交通を分離するよう歩道や自転車通行帯を設けるなど、安全性が向上する道路計画となっております。

電線類は地中化し、防災性や景観にも配慮し、周辺道路へ及ぼしていた渋滞についても解消が見込める重要な道路です。



### 断面構成について

整備区間の標準幅員は16.0mであり、車道が3.0m、自転車通行帯1.5mと路肩50cmを合わせて2.0m、植樹帯を含めた歩道等で3.0mを両側に設ける形となります。



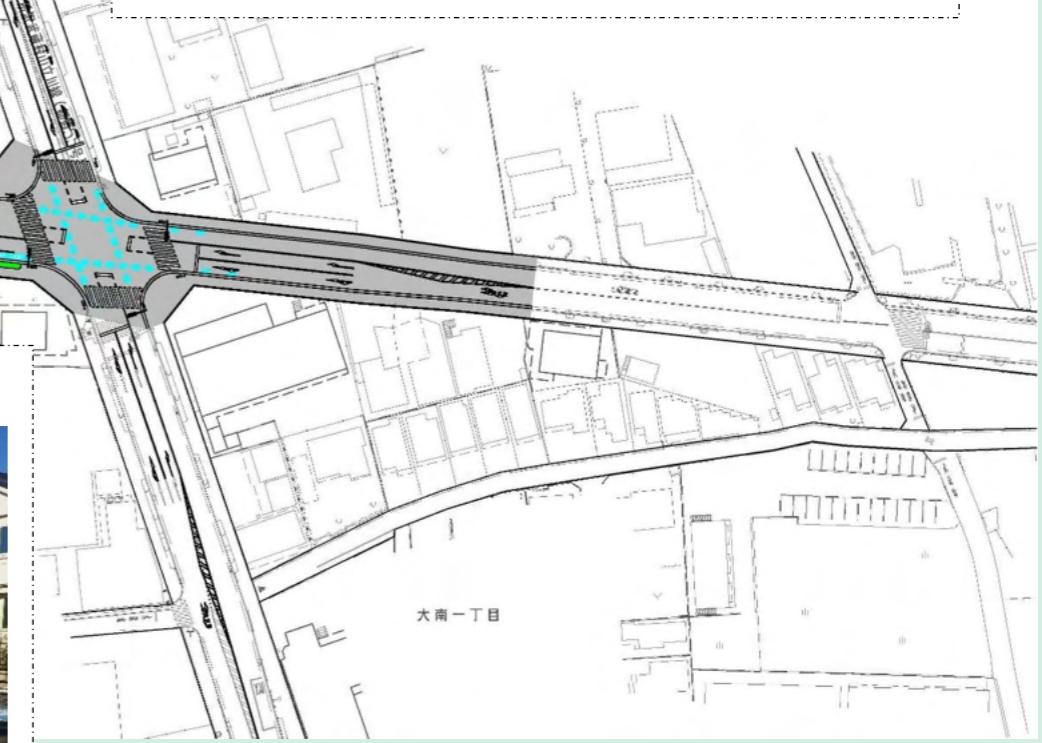
### 自転車通行帯のイメージ



電線地中化のイメージ



イオンモールむさし村山周辺の様に、電線類が地中化され、安全で快適な通行空間になると共に、防災機能が高まります。



※植樹帯の開放部分（乗り入れ箇所）はあくまでイメージです。  
今後の宅地利用状況により変更となります。